

一般社団法人 アクト・ビヨンド・トラスト

東アジア エコ&ピースシフト部門選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人アクト・ビヨンド・トラスト（以下、「この法人」という）が定款第4条に定める助成事業のうち「東アジア エコ&ピースシフト部門」（以下、「本部門」という）を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本部門では、社会的・環境的に持続可能で平和な東アジア地域の構築をめざし、日本を含む東アジア地域におけるさまざまな環境課題を通じた交流・協働、相互理解を育む活動に対する助成を行う。

(用語の定義)

第3条 本部門における「東アジア地域」とは、第一義的に日本及び日本列島と地理的に隣接する韓国、中国、台湾を指す。

2 ただし、申請内容によってはアジアの他地域を含む企画も受け入れることがある。

(助成対象)

第4条 環境問題への取り組みを共通課題とし、日本と東アジア地域とをつないで市民交流活動を行う個人及び団体とし、地域や法人格の有無、活動実績は問わない。

2 ただし、助成事業実施規程の第9条に相当する個人または団体を除く。

(企画の対象範囲)

第5条 本部門では、日本と東アジア地域のすべてまたは複数の地域との交流促進を企画の主目的とする。活動地域は日本国内に限定しないが、日本の市民社会にプラスの影響を与える活動を対象とする。上記以外のアジア諸国・地域との交流についても、企画の必要性が認められれば申請を妨げない。

(公募の周知)

第6条 公募については一定の募集期間を設ける。

2 募集期間中は、募集要項及び申請書類一式をこの法人のウェブサイト上で公開する。

(選考委員会の設置)

第7条 この法人は本プログラムの選考委員会を設置する。

2 選考委員は、日本と東アジア地域における環境保全や市民活動に関連する専門知識・経験を有する者とし、3名以上5名以内の範囲でこの法人が委嘱する。

3 選考委員とこの法人役員の兼任は2名までとする。

4 選考委員の構成は、多角的かつ公正な評価を行うことができるように、学識経験者や実務家、市民社会の視点を有する者等をバランスよく選定する。

(選考委員の職務)

第8条 助成対象企画の審査は、この法人が設置した選考委員会がこれにあたり、この法人が決定する。

2 選考委員は、申請企画を公正・公平に審査し、助成主旨にふさわしい企画を採択できるよう誠実に務める。

3 選考委員は、一次選考会、二次選考会及び成果報告会に参加する。

(選考委員との覚書締結)

第9条 この法人と選考委員との間において、前条を明記した「助成事業の選考に係る覚書」を取り交わし、記名押印の上1通ずつ保管する。

(選考委員への謝礼と費用)

第10条 この法人は選考委員に対し、公募助成審査の協力への謝礼として年度ごとに5万円を支払う。

2 謝礼は当該年度の5月末日までに口座振込にて支払うものとする。

3 一次選考会、二次選考会及び成果報告会の参加に伴う交通費など、必要経費についてはこの法人が実費を支払う。

(事務局の職務)

第11条 公募選考過程において、事務局は以下の職務を担う。

(1) 募集要項及び申請書類一式の作成・公開

(2) 期日までに提出された申請書の受理及び申請者へその旨の通知

(3) 選考委員会運営の補助及び記録

(4) 選考結果及び条件等の通知

2 申請書の受理に際しては、提出された申請書について企画内容に抵触しない範囲において書式に関する軽微な修正・加筆を申請者に求めることができる。

3 本部門の趣旨や申請書式を著しく逸脱する申請企画について、事務局はこの受理の可否を判断できるものとする。

4 企画の実施体制や実現可能性を把握する必要がある場合には、申請者へのヒアリング

を行い、その結果を選考委員に報告する。

(選考過程)

第 1 2 条 選考過程は次のように 2 段階からなる。

(1) 一次選考（書類選考）

提出された申請書及び添付資料、事務局から提供された資料をもとに選考委員が各企画を採点し、二次選考へ進む企画を選出する。

(2) 二次選考（公開プレゼンテーション）

一次選考を通過した申請者によるプレゼンテーション及び質疑応答（公開）を行い、これをもとに採択に値する企画を選出する（非公開）。

2 申請者と利害関係を有する選考委員は、当該企画に対する審査には参加しない。

3 専門性の高い企画については、選考委員の求めに応じて外部有識者に対して相当の謝礼を支払うことにより参考意見を求めることができる。

4 選考委員会の総意に基づく場合に限り、一次選考のみをもって採択に値する企画を選出することができる。

(選考基準)

第 1 3 条 選考は本部門の趣旨に照らし、企画の戦略性・有効性・実現可能性を重視し、以下の点について評価する。

- 企画の焦点となる社会課題が明確に抽出されているか
- 企画が問題解決にどう寄与できるかが明確に表現されているか
- 企画の実施に値する重要性、緊急性、独自性があるか
- 企画の具体的目標が簡潔・明確に設定されているか（期限や数値目標を含む）
- 問題解決に関連する人や組織・機関の抽出と、それらへの働きかけが企画にどう織り込まれているか
- 企画実施の進捗と目標達成度を計る目安が明確に設定されているか
- 企画実施上の弱点と障害が認識できているか
- 問題解決をめざす他の活動主体（把握されている場合）との協働や役割分担が明確化されているか

(利害関係のある選考委員の除外)

第 1 4 条 選考委員は、次の各号のいずれかに該当する申請者の審査に関与してはならない。

(1) 当該申請者が、委員本人またはその二親等以内の親族である場合

(2) 当該申請者と、現在または過去 3 年以内に、雇用・被雇用、商取引、共同研究、共

同事業等の密接な関係があった場合

(3) その他、選考の公正性を損なうおそれがあるとの法人が判断する関係がある場合

2 前項に該当する場合、選考委員は速やかにその旨をこの法人に申し出なければならない。

3 この法人は、選考の公正を期すため、必要と認めるときは、当該選考委員の審査からの除外その他の適切な措置を講ずることができる。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定めるものとする。